

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1 - 1
第2節	計画の内容	1 - 1
第3節	防災の基本方針	1 - 3
第4節	町域の概況	1 - 4
第5節	災害の想定	1 - 5
第6節	防災関係機関の大綱	1 - 6
第7節	住民・事業者の基本的責務	1 - 11
第8節	計画の修正	1 - 12
第9節	計画の周知徹底	1 - 12

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節	防災機能の強化	2 - 1
第2節	建築物の安全化	2 - 5
第3節	水害予防計画	2 - 8
第4節	土砂災害予防計画	2 - 10
第5節	火災予防計画	2 - 15
第6節	危険物等災害予防計画	2 - 17

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節	防災組織及び活動体制計画	2 - 20
第2節	情報収集伝達体制計画	2 - 25
第3節	消防・救助・救急体制計画	2 - 27
第4節	災害時医療助産体制計画	2 - 29
第5節	緊急輸送体制整備計画	2 - 32
第6節	避難収容体制計画	2 - 35
第7節	緊急物資確保体制整備計画	2 - 39
第8節	災害営農計画	2 - 41
第9節	交通確保体制の整備	2 - 42
第10節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	2 - 43
第11節	避難行動要支援者支援体制の整備	2 - 44
第12節	帰宅困難者支援体制の整備	2 - 46
第13節	災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	2 - 46

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災知識の高揚	2 - 47
第2節 自主防災体制計画	2 - 49
第3節 ボランティア活動環境整備計画	2 - 52
第4節 企業防災の推進	2 - 53

第3編 風水害応急対策計画

第1章 災害警戒期の活動

第1節 通信情報計画	3 - 1
第2節 組織動員計画	3 - 8
第3節 警戒活動計画	3 - 13
第4節 避難計画	3 - 21

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達計画	3 - 27
第2節 避難所の開設・運営計画	3 - 31
第3節 災害広報計画	3 - 33
第4節 広域応援等の要請・受入れ計画	3 - 35
第5節 自衛隊の災害派遣要請計画	3 - 37
第6節 救助・救急活動計画	3 - 40
第7節 医療助産計画	3 - 41
第8節 緊急輸送・交通規制活動計画	3 - 44
第9節 二次災害の防止	3 - 47
第10節 ライフライン応急対策計画	3 - 49
第11節 交通の安全確保計画	3 - 52
第12節 農林関係応急対策計画	3 - 54
第13節 災害救助法適用計画	3 - 56
第14節 緊急物資供給計画	3 - 58
第15節 保健衛生活動計画	3 - 61
第16節 避難行動要支援者への支援	3 - 63
第17節 住宅の確保計画	3 - 64
第18節 社会秩序の維持	3 - 65
第19節 応急教育等計画	3 - 66
第20節 廃棄物の処理	3 - 68
第21節 遺体の搜索処理及び火葬等の計画	3 - 70
第22節 自発的支援の受入れ	3 - 71

第4編 地震災害応急対策計画

第1章 初動期の活動	
第1節 組織動員計画	4 - 1
第2節 地震に関する情報等収集伝達計画	4 - 7
第3節 災害広報計画	4 - 11
第4節 広域応援等の要請・受入れ計画	4 - 13
第5節 自衛隊の災害派遣要請計画	4 - 15
第6節 消火活動計画	4 - 18
第7節 救助・救急活動計画	4 - 21
第8節 医療助産計画	4 - 22
第9節 避難計画	4 - 25
第10節 二次災害の防止	4 - 29
第11節 緊急輸送・交通規制活動計画	4 - 31
第12節 ライフライン応急対策計画	4 - 34
第13節 交通の安全確保計画	4 - 37
第2章 応急復旧期の活動	
第1節 災害救助法適用計画	4 - 39
第2節 避難所の開設・運営計画	4 - 41
第3節 緊急物資供給計画	4 - 43
第4節 保健衛生活動計画	4 - 47
第5節 避難行動要支援者への支援	4 - 49
第6節 社会秩序の維持	4 - 50
第7節 農林関係応急対策計画	4 - 51
第8節 住宅の確保計画	4 - 53
第9節 応急教育等計画	4 - 54
第10節 廃棄物の処理計画	4 - 56
第11節 遺体の搜索処理及び火葬等の計画	4 - 58
第12節 自発的支援の受入れ	4 - 59

第5編 その他災害応急対策計画

第1章 その他災害応急計画	
第1節 火災応急対策	5 - 1
第2節 危険物等災害応急対策	5 - 2
第3節 高圧ガス災害応急対策	5 - 3
第4節 火薬類災害応急対策	5 - 4
第5節 毒物劇物災害応急対策	5 - 5
第6節 その他の災害応急対策	5 - 6

第6編 復旧・復興計画

第1章 生活の安定	
第1節 公共施設等復旧計画	6 - 1
第2節 被災者生活確保計画	6 - 3
第3節 中小企業復旧支援計画	6 - 9
第4節 農林業関係者復旧支援計画	6 - 10
第2章 復興の基本方針	6 - 11

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対策

第1章 総則	
第1節 目的	付 - 1
第2節 基本方針	付 - 1
第2章 東海地震注意情報発表時の措置	
第1節 東海地震注意情報の伝達	付 - 2
第2節 警戒体制の準備	付 - 2
第3章 警戒宣言発表時の対応措置	
第1節 東海地震予知情報等の伝達	付 - 3
第2節 警戒体制の確立	付 - 4
第3節 住民・事業所に対する広報	付 - 6

資料・様式編

資料1-1 防災関係機関連絡先一覧表	資料1 - 1
資料1-2 水防ため池一覧表	資料1 - 2
資料1-3 土石流危険渓流一覧表	資料1 - 3
資料1-4 急傾斜地崩壊危険個所一覧表	資料1 - 8
資料1-5 山腹崩壊危険地区一覧表	資料1 - 9
資料1-6 山腹土砂流出危険地区一覧表	資料1 - 10
資料1-7 地すべり危険箇所一覧表	資料1 - 11
資料1-8 危険物施設数一覧表	資料1 - 12
資料1-9 高圧ガス関係事業所数一覧表	資料1 - 12
資料1-10 火薬類・銃砲事業所数一覧表	資料1 - 12
資料1-11 毒物・劇物関係事業所数一覧表	資料1 - 12
資料1-12 町内医療機関一覧表	資料1 - 13
資料1-13 医療救護班編成表	資料1 - 13
資料1-14 緊急交通路一覧表	資料1 - 14

資料1－15	災害時ヘリポート一覧表	・・・・・	・	資料1	－	14
資料1－16	一時避難場所一覧表	・・・・・	・	資料1	－	15
資料1－17	広域避難場所一覧表	・・・・・	・	資料1	－	15
資料1－18	避難所一覧表	・・・・・	・	資料1	－	16
資料1－19	遺体安置所一覧表	・・・・・	・	資料1	－	16
資料1－20	<u>協定等締結状況一覧表</u>	・・・・・	・	資料1	－	17
資料1－21	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	・・・・・	・	資料1	－	19
資料1－22	被害状況調査報告基準	・・・・・	・	資料1	－	21
資料1－23	災害対策本部の組織体制と事務分掌	・・・・・	・	資料1	－	24
資料2－1	能勢町防災会議条例	・・・・・	・	資料2	－	1
資料2－2	能勢町災害対策本部条例	・・・・・	・	資料2	－	3
資料2－3	災害に伴う応急措置の業務に従事したものに対する 損害補償に関する条例	・・・	・	資料2	－	4
資料2－4	能勢町防災会議委員一覧表	・・・・・	・	資料2	－	5
図－1	水防ため池位置図	・・・・・	・	図－1		
図－2	土石流危険渓流位置図	・・・・・	・	図－2(1)～(3)		
図－3	急傾斜地崩壊危険個所位置図	・・・・・	・	図－3(1)～(3)		
図－4	崩壊土砂流出危険地区位置図	・・・・・	・	図－4		
図－5	山腹崩壊危険地区位置図	・・・・・	・	図－5		
図－6	地すべり危険箇所位置図	・・・・・	・	図－6(1)～(3)		
図－7	災害時用ヘリポート位置図	・・・・・	・	図－7		
図－8	避難所位置図	・・・・・	・	図－8		
図－9	能勢町緊急交通路位置図	・・・・・	・	図－9		
様式1	非常参集（待機）報告書	・・・・・	・	様	－	1
様式2	避難所収容者名簿	・・・・・	・	様	－	2
様式3	避難所開設日誌	・・・・・	・	様	－	3
様式4	備品消耗品出納簿	・・・・・	・	様	－	3
様式5	避難所入所者票	・・・・・	・	様	－	4
様式6	避難所物品受払簿	・・・・・	・	様	－	4
様式7	避難所設置及び収容状況	・・・・・	・	様	－	5
様式8	災害概況速報	・・・・・	・	様	－	6
様式9	被害状況等報告様式	・・・・・	・	様	－	7
様式10	自衛隊の災害派遣・撤収要請書	・・・・・	・	様	－	8
様式11	緊急通行車両事前届出書	・・・・・	・	様	－	9
様式12	緊急通行車両確認申請書	・・・・・	・	様	－	11
様式13	緊急通行車両認定証明書	・・・・・	・	様	－	12
様式14	緊急通行車両標章	・・・・・	・	様	－	13

用語説明

【注記】

本計画における用語について

住 民 ・・・・・・・・・・・・町域に住所を有する者、他市町村から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等も含める。

要配慮者 ・・・・・・・・・・・・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者 ・・・・・・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者いう。

町 ・・・・・・・・・・・・町の部課等、一部事務組合、消防機関（消防団を含める。）をいう。

防災関係機関 ・・・・・・・・国、府、町、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

関係機関 ・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。

自衛隊 ・・・・・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、町域は陸上自衛隊第3師団の警備区域内となっている。

ライフライン ・・・・・・・・上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。